

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	1-003250

注) 業者番号「1-」は大臣許可の建設業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年6月16日～令和4年12月15日 (6か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社銭高組の元使用人が、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5 指名停止理由

株式会社銭高組の元使用人が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたことが茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項及び別表第2(談合及び競売入札妨害)第9号に該当するため。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第7号及び第8号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)